

副業・兼業人材活用促進支援補助金 Q&A

【補助対象】

Q1 副業・兼業人材が三重県に移住しないと補助対象となりませんか。

A1 当補助金は、三重県外に住所地を有する専門人材が副業・兼業の形で三重県内の中小企業等で課題解決等の業務に従事する場合に補助対象になるものであり、三重県に住所を移していただかなくても、要件を満たせば補助対象となります。三重県外の住所地からのリモート勤務や、住所地を三重県外に置いたまま一時的に出張する等の形で従事していただくことを想定しています。

Q2 三重県内の副業・兼業人材を活用する場合は、補助対象となりませんか。

A2 当補助金は、県外に勤務する専門人材の還流を図ることで、県内企業の経営の課題解決をすることを目的としているため、三重県内の人材を副業・兼業の形で活用する場合には対象になりません。

Q3 本社は三重県内ですが、三重県外の事業所で副業・兼業人材を就業させる場合は補助対象になりますか。

A3 三重県外の事業所の業務に従事していただく場合は対象となりません。

Q4 既に県外専門人材を副業・兼業の形で活用しているが、過去に登録職業紹介事業者を支払った紹介手数料も補助対象となりますか。

A4 補助対象にはなりません。

なお、申請については、副業・兼業人材の就業開始5日前までに申請書を提出しなければなりません。

Q5 親会社から子会社へ県外専門人材を出向または転籍させた場合、補助対象となりますか。

A5 親会社等、資本関係を有する企業等で雇用されている者を副業・兼業人材として活用する場合は補助対象となりません。

Q6 県外の企業で勤務している社長の息子を副業・兼業人材として活用する場合、補助対象となりますか。

A6 事業主又は役員の三親等以内の親族を副業・兼業人材として活用する場合は補助対象となりません。

Q7 委託契約を締結した副業・兼業人材に、契約期間満了前に契約解除された場合、補助金は支給されますか。

A7 契約期間満了前に契約解除となった場合でも、実際に支出した経費については補助金の交付を受けることができます。

Q8 医師免許等の資格を有するものを雇用する場合、補助対象になりますか。

A8 例えば、人手不足解消のために医師が医療法人で医師として業務に従事する等、士業や医師等の専門資格を有する者がその資格に直接関係する業務に従事する場合（企業の経営課題の解決のための業務には従事しない場合）は補助対象外です。

ただし、例えば、社会保険労務士有資格者が副業・兼業の形で就業規則を作成する等、企業の経営課題の解決のための業務に従事する場合は補助対象となります。

Q9 補助対象として交付決定を受けた場合、上限金額30万円で、補助対象経費の2分の1を必ず受給することができますか。

A9 募集期間内に予算額を上回る申請があった場合、補助率2分の1を下回る金額に減額して交付決定を行う場合があります。

Q10 給与や庶務などの定型的業務に従事してもらうことを想定していますが、補助対象になりますか。

A10 本事業は、県内中小企業等が、専門的な知識・経験を有する県外在住の人材を副業・兼業の形で活用し、DXの推進やデジタル化、その他自社の経営課題の解決を支援することを目的として実施するものです。よって、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、副業・兼業人材の専門的な知見やノウハウを必要としない業務に従事する場合は対象となりません。三重県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談時及び補助金交付申請時に、受入企業において副業・専門人材の活用内容や見込める効果などを確認させていただきます。

Q11 給与や庶務などの定型的業務に従事してもらうことを想定していますが、補助対象になりますか。

A11 本事業は、県内中小企業等が、専門的な知識・経験を有する県外在住の人材を副業・兼業の形で活用し、DXの推進やデジタル化、その他自社の経営課題の解決を支援することを目的として実施するものです。よって、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、副業・兼業人材の専門的な知見やノウハウを必要としない業務に従事する場合は対象となりません。三重県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談時及び補助金交付申請時に、受入企業において副業・専門人材の活用内容や見込める効果などを確認させていただきます。

Q12 登録職業紹介事業者に支払う経費について、人材紹介手数料とその他の経費が明確に切り分けられない場合は、どこまでが補助対象となりますか。

A12 経費の内訳を確認し、当該経費のうち、人材紹介手数料部分であることが判断できる部分のみ、補助対象となります。

【人材紹介】

Q13 当社にどのような副業・兼業人材が必要で、何をして良いか分かりませんが、相談できる場所がありますか。

A13 公益財団法人三重県産業支援センターに設置した三重県プロフェッショナル人材戦略拠点において、地域企業の成長戦略の実行・実現のために必要とするプロフェッショナル人材像を明確化するための助言を行うとともに、人材紹介事業者と連携しながら、必要な人材の活用に関する調整を行っていますので、まずは三重県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。

[三重県プロフェッショナル人材戦略拠点]

ホームページ <http://www.miesc.or.jp/projinzai/>

電話番号 059-253-3888

住所 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

【手続き】

Q14 提出する副業・兼業人材の住民票は、取得した住民票をコピーしたものでよいですか。

A14 写しでも構いません。ただし、交付申請日から6か月前以内に発行されたものに限ります。

Q15 事業完了後に必要な手続きは何かありますか。

A15 事業完了後に、実績報告書(第7号様式)により事業の実績を報告していただきます。実績報告をいただいた後に、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、登録人材紹介事業者と取り交わした契約等の詳細が確認できる書類や勤務状況が確認できる書類等を保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

【他の補助金等との併給】

Q16 他に国の補助金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。

A16 国や他の自治体等から当該副業・兼業人材に係る本補助金と同趣旨の補助金等を受給する(した)場合は、本事業に申請できません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に補助金を支給している場合は、その全額を返還していただきます。